

申請するには

*** 申請窓口**

- ・市役所高齢者福祉課
- ・市役所出張所
- ・高齢者あんしん相談センター

*** 申請に必要な物**

- ・申請書(窓口にあります)
- ・介護保険被保険者証
- ・本人の個人番号(マイナンバー)を確認できるもの
- ・提出者の身分証明書
- ・委任状(本人以外が提出の場合)
- ・健康保険被保険者証(第2号被保険者の場合のみ)

**第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)が認定を受けられるのは、
「16種類の特定疾病」によって介護が必要になった場合に限られます。**

「16種類の特定疾病」とは加齢に伴って生じる下記の疾病に限られます。

①がん末期(医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)

②関節リウマチ ③筋委縮性側索硬化症 ④後縦靭帯骨化症

⑤骨折を伴う骨粗鬆症 ⑥初老期における認知症

⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病

⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症 ⑩早老症 ⑪多系統委縮症

⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症

⑬脳血管疾患(外傷性を除く) ⑭閉塞性動脈硬化症 ⑮慢性閉塞性肺疾患

⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症